

アルゼンチンの資本取引規制について ～ (1) 貿易取引および利益配当金に係る規制～

(2020年2月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Estudio Lopez Del Carril に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所
E-mail：ARB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

アルゼンチンの資本取引規制について
～ (1) 貿易取引および利益配当金に係る規制～

アルゼンチン中央銀行（BCRA、以下、中銀）は、2019年9月1日付コミュニケ（通達）「A」6770号に基づき、資本取引規制を導入するさまざまな措置を発表した。その後も規制内容を改定する数多くの発表が行われてきた。当初、これら規制は、同年12月31日までの時限措置としていたが、2019年12月27日付コミュニケ「A」6854号では、12月31日以降も継続して適用するとした。しかし、期限については明記していない。

本レポートでは、2020年1月31日時点で施行されている輸出入および利益配当金にかかわる主な措置を、以下のとおりにまとめる。

1) 輸出の代金回収		
サービス輸出	居住者が非居住者にサービスを提供した場合、代金回収および国内為替相場を通じての外貨決済は、国内または国外で支払いがあった時点から暦日5日以内に行うべきとする。	
財の輸出	輸出代金の回収および国内為替相場を通じての外貨決済は、税関から許可された輸出先への出荷完了日から、以下の期限内に行うべきとする。（注：いずれも暦日）	
	出荷完了日から外貨決済の期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15日 小麦（HS 1001.19.00、1001.99.00）、 大麦（HS 1003.90.10、1003.90.80）、 トウモロコシ（HS 1005.90.10、ポップコーンを除く）、 グレーンソルガム（HS 1007.90.00）、 大豆（HS 1201.90.00）、 大豆ミール（HS 1208.10.00）、 大豆油（HS 1507.10.00、1507.90.19、 1517.90.90、大豆を含まないものを除く）、 大豆油かす（HS 2304.00.10、2304.00.90）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 30日 第27類（鉱物性燃料および鉱物油ならびにこれらの蒸留物、歴青物質ならびに鉱物性ろう）の品目（HS 2716.00.00 電力を除く）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 60日 関連企業間での輸出取引で、上記および第26類（鉱石、スラグおよび灰）、第71類（天然または

		<p>養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属など) に該当しないもの (ただし、次は除く : HS 2601.11.00、2603.00.90、2607.00.00、2608.00.10、2613.90.90、2616.10.00、2616.90.00、2607.00.00、2608.001.10、2613.90.90、2616.10.00、2616.90.00、2621.10.00、7106.91.00、7108.12.10、7112.99.00) 。</p> <p>また、その他品目の関連企業間取引では、次の期限延長を求めることができる。</p> <p>① 輸出業が年間 5,000 万ドルの輸出を記録しなかった場合、60 日間。</p> <p>② 輸出業者が年間 5,000 万ドルの輸出を記録し、対象品目が次のものは、120 日間 (冷凍牛肉、HS 0202.30.00.111D、0202.30.00.115M、0202.30.00.117R、0202.30.00.118U、0202.30.00.121G、0202.30.00.124N、0202.30.00.126T、0202.30.00.131K、0202.30.00.133P、0202.30.00.136W、0202.30.00.137Y、0202.30.00.141N、0202.30.00.142Q、0202.30.00.146Z、0202.30.00.147B、0202.30.00.151R、0202.30.00.943L、0202.30.00.991Y、0202.30.00.992A、0202.30.00.995G、0203.21.00.000J、0206.29.90.300P、冷凍くず肉 0207.14.00.100K、ミルクジャム 1901.90.20 (1 キロまたはそれ以下の容器)、ワイン 2204.21.00)</p>
	<p>・ 180 日</p>	<p>その他の品目</p>
	<p>・ 365 日</p>	<p>品目に関係なく、簡易輸出制度「Exporta Simple」を通じて行った輸出取引の場合。</p>
	<p>上記期限に関係なく、すべての品目に対しては、輸出代金が支払われた時点から 5 日以内に、国内為替相場を通じての外貨決済または入金を行うべきとする。</p>	
	<p>SECOEXPO : 財輸出の外貨取引フォローシステムを導入。2019 年 9 月 2 日以降に実施されたすべての輸出取引状況を把握するための追跡システム。輸出業者は、フォローを行う銀行を選定することができる。</p>	

2) 輸入の代金支払い	
サービス輸入	サービス輸入の代金の支払いには、中銀の事前承認の取得が必要。国外の関連企業から受けたサービスの代金支払いにも中銀の事前承認が必要。
財の輸入	商品がアルゼンチンの税関に入ったと記録された時点で、輸入とみなす。期日前に代金の支払いを行うには、中銀の事前承認が必要。税関に入ったとの記録がペンディングの場合、前払いを行うには、以下の条件を満たす必要がある。
前払い許可の条件	① 国外の商品購入取引を裏付ける書類を、取引に関わる銀行に提出する。同書類には、購入した商品の詳細、合意された取引の条件、期日や支払条件などが求められる。
	③ 支払先は、商品のサプライヤーであること（購入先と支払先が異なっていない）。
	③ 期限内に商品が税関に入ることを保証する宣誓書の提出。
	④ 資本財輸入の前払いの場合、支払われた時点から 270 日以内に税関に入らなくてはならない。その他の商品の同期日は、90 日間とする。
	⑤ 国外サプライヤーが輸入業者の関連会社の場合、または期限の延長が必要な場合、中銀の事前承認が必要。
SEPAIMPO：輸入代金の支払取引フォローシステムを導入。2019年11月1日以降に実施されたすべての輸入取引の支払い状況を把握するための追跡システム。輸入業者は、フォロー作業を行う銀行を選定することができる。	

3) 利益・配当金の送金	
国外（非居住者宛て）への利益・配当金の送金に関連しては、中銀の事前承認が必要。ただし、以下の条件を満たした場合は、事前承認の必要はない。	
①	すでに閉められた監査済みの会計年度に該当する利益配当金の場合。
②	株主総会で決定した利益配当金の金額を超えない場合。また、同額を裏付けるべく、会社の代表者が署名した宣誓書も提出すべきとする。
③	2020年1月17日以降、国内企業向けの新規海外直接投資を行い、そのために国内為替市場で清算・決済された金額の30%を超えない場合。

上記の詳細は、中銀のウェブサイトにおいて、コミュニケ「A」6844号、6869号、6882号などで確認ができる。

<http://bcra.gov.ar>

<http://bcra.gov.ar/Pdfs/comytexord/A6844.pdf>

<http://bcra.gov.ar/Pdfs/comytexord/A6869.pdf>

<http://bcra.gov.ar/Pdfs/comytexord/A6882.pdf>